１ページ目

リーフレット　介護支援専門員の皆様へ

タイトル

高齢者のお酒の問題あきらめていませんか

食欲不振　転倒　もの忘れ　失禁　暴言

その問題、お酒が原因かもしれません。

２ページ目

漫画　座卓でお酒を飲みながら座る高齢男性

介護支援専門員のセリフ

「私が支援を担当しているAさん」

「お酒の飲みすぎで身体を悪くされ、食事もとれなくなってきました。失禁もあります。」

「何度も注意したけど、やめる気はないみたい…。もう高齢だし、あきらめようかな。」

アルコール依存症専門医療機関医師セリフ

「ちょっと待ってください。」

「高齢だからってあきらめないで。お酒の問題に年齢は関係ありませんよ。お酒によって起こる様々な問題は改善できるんですよ。」

２ページ目中段　タイトル　高齢であってもお酒の問題は改善します

介護支援専門員のセリフ

「心配して、何度も説得しているのに、何でやめてくれないのかわかりません。」

アルコール依存症専門医療機関医師のセリフ

「脳にアルコールが作用して、脳の機能が変化してしまい、飲酒がコントロールできなくなる「アルコール依存症」という病気があります。

この病気になると、身体をこわし、周囲との関係が悪くなったり、問題が起こっても、飲酒が止まらなくなります。ちなみに、性格や意志の弱さは関係ありません。」

介護支援専門員のセリフ

「もう高齢だから、好きなお酒を好きなだけ、飲んでもらってもいいと思ってるんですけど。」

アルコール依存症専門医療機関医師のセリフ

「実は、高齢者は、治療によってお酒をやめたり、生活状況に改善が見られることが多いと言われています。高齢だからといって、あきらめないことが大切ですよ。」

２ページ目下段

タイトル　お酒を飲み続けることのリスク

・高齢者は加齢に伴う肝臓機能の低下などによって、アルコールによる脳や身体への影響が出やすくなります。飲みすぎることで、認知症のリスクが高まります。

・お酒が止まらないことで、命に危険が及ぶことがあります。食事がとれなくなる、肝硬変や糖尿病などの病気になるということに加え、お酒は自殺のリスクを高めることがわかっています。

・高齢者のお酒の飲み方で気になることがあれば、かかりつけ医にご相談ください。

３ページ目

タイトル　どう対応したらいいの？

説得しようとせず、わかろうとすることが大切です。

お酒は、高齢者の身体のつらさや、孤独、寂しさなどを紛らわせるための、心の支えになっていることがあります。

起こっている問題を突き付けてお酒をやめるように強く説得するのではなく、背景にあるつらい気持ちに寄り添い、ご本人が困っておられることに目を向けましょう。

悩みやつらい気持ちに耳を傾け、心配している気持ちを伝えるなどして、良好な関係を築くことを心掛けてください。

３ページ目中段

対応の４つのポイント

ポイント１　お酒をやめることにこだわらない

お酒をやめる、やめないということを話題の中心にせず、本人の興味、関心のあること、困っていること（身体の病気、経済的なこと、孤独感など）をきっかけに関係をつくりましょう。

やめることを強く求めたり、約束させることは、効果的でないと言われています。

ポイント２　高齢だからとあきらめない

アルコールに関する困りごとは、年齢に　関係なく改善が可能です。物忘れの症状が出ていたり、認知症であったりしても、改善できます。高齢だから、といってあきらめず、適切な対応方法を学び、関わり続けましょう。

ポイント３　問題について責めない

お酒をやめられないことで様々な問題が起こりますが、心配するあまり、本人を責めたり、問題に直面化させるような口調や態度になってしまいがちです。問題と感じることについては、心配しているという気持ちを表す言葉を添えつつ、なるべくご本人が飲んでいないときに伝えましょう。

ポイント４　専門の相談窓口に連絡する

対応方法について悩んだ時は、ひとりで抱え込まず、関係機関に相談、連携しながら支援を進めましょう。

かかりつけ医や、次ページで 紹介されている、保健所や専門医療機関などに対応の仕方等について相談することが有効です。

４ページ目

タイトル　相談しましょう！

対応に困った時、迷った時、ひとりで抱え込まずに、各地域にある保健所や専門医療機関等と相談しながら対応していきましょう。

保健所

こんな時に相談できます

・アルコールの問題について、どう対応したらいいのかわからない

・本人はお酒をやめたくないと言うので、家族や支援者だけで相談したい

・専門的な治療が必要かどうか、相談したい　等

保健所についての説明

・保健所には、こころの健康に関する相談員がおり、本人や家族だけでなく、支援者が相談することができます。

・嘱託医（精神科医）に家族のみでも相談ができます。

・支援者が嘱託医によるコンサルテーション（助言）を受けることができます。

・相談は無料です。

・保健所を含む相談機関の一覧はこちら⇒QRコード（大阪府ホームページ　依存症に関する相談窓口一覧ページへ）

ホームページアドレス　https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/izonsho\_soudan/index.html

ご本人のお住まいが大阪市の場合は、保健所ではなく、大阪市各区の保健福祉センター、堺市の場合は堺市各区の保健センター、東大阪市の場合は各保健センターになります。

専門医療機関

こんな時に相談できます

・アルコールの問題について治療を受けたい

・本人はお酒をやめたくないと言うので、家族だけで相談したい

・アルコールの問題か、認知症の問題かわからず困っている　等

専門医療機関についての説明

・アルコールの問題を抱えた方を専門的に　治療する医療機関です。

・家族だけで相談することもできます。

・家族教室を開催しているところもあります。

・詳しい情報は、ご本人がお住まいの地域の保健所にお問合せください。

・専門医療機関の一覧はこちら⇒QRコード（大阪府ホームページ　依存症に関する相談窓口一覧ページへ）

ホームページアドレス　https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/izonsho\_soudan/index.html

４ページ目下段

大阪府こころの健康総合センターのホームページ「こころのオアシス」では、依存症の他にも精神保健福祉に関する様々な情報を提供していますので、ご活用ください。

「大阪府　こころのオアシス」で検索

QRコード

ホームページアドレス　http://kokoro-osaka.jp/

令和４年３月作成

作成者

大阪府こころの健康総合センター　相談支援依存症対策課

所在地　大阪市住吉区万代東３丁目１-46

電話　０６‐６６９１‐２８１８

ファックス　０６‐６６９１-２８１４

終わり